

頑張らまじかん

機関紙

NO.72

2024

春



公益社団法人 新城市シルバー人材センター

〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1-6
TEL.23-5666 / FAX.23-6373

鳳来支所 TEL.32-0864
作手支所 TEL.37-2488

1/23

剪定講習会



剪定初級者講習会を実施しました。講義では装備やハサミの種類・使い方、安全対策、樹木剪定の基礎知識などを学び、実技では数年間手の入っていないカシの木の剪定をしました。

講師の鳥居先生は「参加者は積極的だったね。僕までやる気になっちゃった。」とニコニコしていました。

当センターでは植木剪定のできる会員が年々少なくなっています。剪定に興味のある方は事務局まで是非ご相談ください。



今年も鳥居先生が安城市から来てくれました



砥石に興味津々!女性の参加者も多かったです



ビフォー…かなり枝葉が込み合っています



アフター!超すっきり!

シルバーポイント制度が始まります

いよいよ令和6年6月スタート

どんどんためてシルバーライフを楽しもう!

1 ポイント制度とは?

ポイント制度とは、会員の皆さんがセンターの事業や運営に積極的に参加していただくことを目的としています。たまったポイントは500点以上で『いいじゃん券』（新城市内共通お買物券）と交換できます。

2 ポイントの取得方法は?

ポイントの対象となる行事に参加したり、新規加入会員を紹介するとポイントを取得することができます。取得されたポイントは事務局で管理します。Smile to Smileのデジタル会員証には、付与されたポイントが表示されます。

3 ポイントの対象と付与点数は?

区分	内容	ポイント
行事	定時総会出席	300
	ボランティア活動への参加	300
	各イベントの手伝い (実行委員会及び前日・当日・片付け等)	200
	しんしろシルバーまつり 青空市場 出品	200
	しんしろシルバーまつり 会員作品展 出展	200
	安全標語・各種投稿文書・デジタル写真等の応募	100
各種講習会	センター主催の講習会・研修会等に参加	100
デジタル化	Smile to Smileの登録 令和5年度中	200
	Smile to Smileの登録 令和6年度中	100
普及・啓発	会員紹介 (紹介者と紹介されて入会した会員双方)	紹介者 1,000 入会者 500
	新規就業紹介(単発)	200
	新規就業紹介(継続)※年3回以上	300
	新規就業紹介(派遣)	500



4 ポイント対象期間は?

ポイント対象期間は6月1日から翌年度5月31日です。次期対象期間へポイントの繰り越しはできません。

5 ポイントの交換方法は?

5月31日現在に在籍している会員を対象に、その対象期間中にたまったポイントを集計し、500ポイント以上で『いいじゃん券』と引換いたします。定時総会終了後から1ヶ月間の間に交換となります。事務局(本所のみ)の取扱いです)にお越しいただき、『いいじゃん券』をもらってください。また、ポイント交換は翌年度の定時総会以降となるため、翌年度の会員継続が条件となります。

(注意)

ポイント獲得の上位者は、新城シルバーホームページや総会などでお知らせします。また、ポイント変更並びに制度の見直しをおこなう場合がありますのでご了承ください。

スマホサポーター 活躍中

デジタル化が急速に進む現代で、みなさんの周りでは何が変わってきていますか。いつも手の届くところにスマホがあり、電話はもちろん、メール、カメラ、電子決済、その他様々なアプリ、ポイント活動、通帳もスマホの中にあります。スマホなしでは生活していけないような状態です。会員さんも「高齢者だから」、「得意じゃないから」と言いたくても、待たなしの時代がやってきました。

新城市シルバーでは、令和5年度、「デジタル元年」と掲げて一年奮闘してきました。スマホ教室をはじめ、「Smile to Smile」の登録を進めました。現在半数を超える多くの会員さんが苦手ながらも登録をし、前向きに使用しています。

そこで、そのような方たちのサポートをするため、『スマホサポーター』として、スマホの操作が得意な会員さん4名が始動しました。2,3月の毎週火・水曜日の午前9時から11時(受付は10時45分まで)本所のホールにスタンバイして、スマホの使い方、Smile to Smileの登録、ログインの仕方など様々な要求に対応しています。スマホは何種類も機種があるので、その時々で様々な対応が必要になってきます。サポーターの会員さんも日々勉強をしながらサポートにあたっています。「スマホってこんなこともできるんだね」と、利用してくれた会員さんからお声をいただいたり、わからないことはメモを書いて渡すなど、来てくれた方が一つでも得るものがあるといいなと思います。

サポーターさんが事務所で待っています。みなさんと同じ会員さんです。気軽に相談に来てください。



料金改定のお知らせ

令和5年10月の最低賃金の引き上げや現在の物価高を見据えて、令和6年4月1日より配分金単価をおおむね4%増と見直しさせていただきます。2年連続の引き上げとなりますが、発注者の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。会員の皆様は、引き続き「親切、丁寧なお仕事」を心がけましょう。

5のつく日はスマイルへ ゴー!ゴー!ゴー!

「Smile to Smile」に登録した皆さん、毎月15日は「配分金明細書」をご覧になっていますか？次年度より「就業情報」や「会議・委員会・イベント」、「お仕事のシフト表」などもスマイルに掲載していきます。見逃さないためにも「5日・15日・25日」は「Smile to Smile」を開いてみましょう。

「シフト表は紙でほしいな」という方に朗報です。本所ロビーに会員さん専用の印刷機を用意いたしました。「スマホ相談会」にお越しいただき使い方も教えていただけますよ。

令和6年度も今年度同様に「デジタル活用支援事業のスマホ講習」に応募する予定です。その事業が始まるまでは、スマホサポーターによる「スマホ相談会」(P3記載)を継続して行います。

会員の皆さん、引き続きご利用ください。

※派遣会員さんの「給料明細書」については県シ連が現在検討中です。



日差しの暖かさに春の訪れを感じるようになりました。これを読まれる頃には、事務所のまわりがピンクに染まっていることでしょう。

令和5年度も残すところわずかです。会員のみなさまには、この一年もシルバー事業にご理解とご協力をいただきまして心から感謝申し上げます。来年度も、みなさまの笑顔がますます輝くように、取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

スマホ相談室や桜の写真を撮りに事務所へお越しください

広報部会の編集後記

スマホで写真を撮って シルバーへ応募しよう!!

あなたのベストショットをシルバーへ投稿してください。センターのホームページの中で掲載させていただきます。

写真の撮り方がわからない方は、スマホ相談会(P3記載)で教えてもらえます。写真は撮れるけど、「どうやって送ったらいいの?」これも相談してくださいね。

ベストショットの中には「今日出かけたモーニングのおいしそうなお写真」でもOKですよ。

応募により「ポイント」(P2掲載)がもらえますよ。

公益社団法人
新城市シルバー人材センター
シルバー人材センター理念「自主・自立、共働・共助」

お問合せ
お申込み
は...

受付時間 / 平日8:30~17:15

☎0536(23)5666

会員数
637人
(3月1日現在)